

## 理事長と記者との懇談会（1月24日）発言要旨

広報部広報課

1. 日 時：令和6年1月24日（水）13:15～13:29

### 2. 議事概要

山田昭典理事長より、以下について説明。

#### （1）能登半島地震について

まず初めに、令和6年能登半島地震によりお亡くなりになられた方に深く哀悼の意を表するとともに、被災され困難な状況にある方々に心からお見舞い申し上げます。

国民生活センターでは、今般の地震で被災された4県（石川県、福井県、富山県、新潟県）の方を対象として、1月15日から、「能登半島地震関連 消費者ホットライン」を開設し、通話料無料で消費生活に関する相談を受けている。今回のような大規模な災害の発生後は、被災地域では住居の修理や賃貸などに関する契約トラブルが多く発生する傾向にある。また、屋根工事などに関する悪質商法や詐欺的な勧誘も多く発生する。被災地域の方々にはこうしたトラブルにあわないよう十分にご注意いただくとともに、不安を感じたり対応に困ったりした場合は、一人で悩まず、是非、このホットラインにご相談いただきたい。また、各地域においても消費生活センターやその他専門職の方も含めて、多くの団体が各種相談を受けていると聞いており、そういった窓口も是非ご利用いただきたい。

また、被災地域だけでなく被災地域以外でも、震災に便乗した悪質商法や詐欺的な勧誘が多く発生する。被災地域以外の方も消費者トラブルにはご注意ください。例えば、今般の地震においても、「市が義援金を集めているという不審な電話がかかってきた」、「支援品を求めると不審な訪問があった」といった相談が寄せられたことから、1月12日に当センターにおいて注意喚起を行った。このほか、当センターではウェブサイトやSNSで様々な注意喚起を行っているので、ご覧いただきたい。

当センターでは、今後も消費者庁などの関係省庁や被災地域の自治体等とも連携して、震災関連の消費者トラブルの未然防止等に積極的に取り組み、被災地域の方々を支援してまいりたい。

#### （2）予算について

国民生活センターについては、令和5年度補正予算において、「消費生活相談のサービス向上への体制再構築」のための経費として、50億円が措置された。消費生活相談のデジタル化、サービス向上への体制再構築を推進するため、消費者向けウェブサイトや相談支援システム、相談分析・情報システムなどの新システムの基盤整備、業務フローの研修などの新システムへの円滑な移行のための業務基盤の整備等を行ってまいり。

令和6年度予算政府案においては、当センター運営費交付金として31.7億円が計上さ

れている。本予算が成立した場合には、これに基づき第5期中期目標に掲げられた目標を達成すべく業務を遂行していく。

### (3) 全国消費者フォーラムについて

2月22日午後、全国消費者フォーラムを開催する。本フォーラムは、消費者問題に取り組む関係者の情報交換の場として平成6年度から実施してきた。コロナ禍で開催が難しくなった時期もあるが、今回は5年振りに会場を設けての実開催と、オンライン配信の「ハイブリッド」で実施する。

今回のメインテーマは、「コロナ禍や物価高などの社会生活への影響を踏まえ、私たちの消費行動を考える！」で、2つの分科会で、全14の個人や消費者団体等から、日頃の活動や研究・調査の成果を会場でご報告いただく。また、新たな試みとして、ポスターセッション(5団体)も実施する。こうした分科会やポスターセッションを踏まえた全体会では、各発表やメインテーマに沿って、横浜国立大学の西村 隆男(にしむら たかお)名誉教授にメイン進行役を務めていただき、各分科会のアドバイザー役の先生や発表者などの方々に議論を深める。当日は、自見はなこ内閣府特命担当大臣(消費者及び食品安全)にご来賓いただきご挨拶をいただく予定となっている。

一般の方々には、当センターウェブサイトから申込みいただける。

マスコミの皆様におかれては、是非、取材いただき、本フォーラムについて広く知っていただきたく、よろしくお願ひしたい。詳細な実施要領や会場などについては、事務局(教育研修部教務課)まで問い合わせ願ひたい。

### (4) YouTube 公式チャンネルについて

国民生活センターでは、昨年9月からYouTube 公式チャンネルを開設しているが、このたび啓発アニメ「パンダマンシリーズ」を新たに制作し、その第1弾を12月27日に当センター公式チャンネルに投稿した。第1弾は「災害に便乗した悪質な修理業者に注意！」である。本シリーズは、今後も様々なテーマで動画を作成し、3月末までに合計8本の投稿を予定している。消費者教育の担い手の方々などにも、教材として広く活用いただきたいと考えている。なお、YouTube の公式チャンネルには今後も、様々な啓発動画を掲載し、コンテンツの拡充を図ってまいりたい。ご覧いただくとともに、同種の消費者トラブルの未然防止のため、当チャンネルの周知にご協力をお願いしたい。

以 上